

業務請負契約一般条項

平成23年4月1日
一般財団法人 総合科学研究機構

一般財団法人総合科学研究機構（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）が契約を締結する場合の一般条項は、次のとおりとする。

（総則）

- 第1条 乙は、契約書又は注文書（以下「契約書」という。）に記載する業務を、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、この契約書に付随する仕様書に従いこれを履行する
2. この条項および仕様書に特別の定めがある場合を除き、作業方法等業務を実施するために必要な一切の手段については、乙が定めることができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第2条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を、第三者に譲渡しもしくは承継させまたは担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（機密の保持）

- 第3条 乙は、この契約の履行によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
2. 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、直ちにこの契約を解約し、かつ、乙に対してその違反により受けた損害の賠償を請求することができる。
3. 甲は、契約期間終了後であっても乙が第1項の規定に違反し、その違反により損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

（委任または下請負）

- 第4条 乙は、業務の全部または大部分を、一括して第三者に委任しまたは請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

- 第5条 乙は、この契約に関して特許権その他第三者の権利の対象となってい

る作業方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(機材等の検査)

第6条 乙は、仕様書において甲の検査を受けて使用すべきものと指定された車両、機器、材料等については、甲の検査に合格したものを使用しなければならない。

2. 前項の検査に直接必要な費用は乙の負担とする。
3. 甲は、乙が第1項の規定に違反した場合であって、必要があると認められるときは、乙に対して作業の再履行を要求することができる。

(監督員)

第7条 甲は、必要と認めるときは、甲の施設内での業務の実施について監督員を選任することができる。

2. 甲は、監督員を選任したときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
3. 監督員は、業務に関して必要がある場合は、甲を代表して第8条第2項のただし書きに定める乙との協議を行うものとする。

(総括責任者)

第8条 乙は、業務の責任者として、総括責任者及びその代理者を定め、書面をもって甲に届け出るものとする。

2. 総括責任者又はその代理者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は乙を代表して甲と協議のうえ、業務を行うものとする。

(総括責任者等の変更)

第9条 甲又は甲の係員は、乙の総括責任者及び従事者のうち業務の実施又は管理に当たり、不相当と認められるものがある場合は、その理由を明示して乙にその者の交替を要求することができる。

(貸与品および支給品)

第10条 甲が乙に貸与するもの（以下「貸与品」という。）および支給するもの（以下「支給品」という。）は、仕様書に定めるところによる。

2. 乙は、貸与品および支給品を受領したときは、甲に対して遅滞なく受領書を提出するものとする。ただし、甲が必要としないときは、この限りでない。
3. 乙は、貸与品および支給品を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
4. 乙は、業務の完了または解約等によって不用となった貸与品および支給品

を、すみやかに甲に返納しなければならない。

5. 乙は、乙の責めに帰すべき事由により賃与品または支給品を滅失またはき損したときは、甲の指定する期日までに代品を納めもしくは原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(施設の使用)

第11条 乙は、仕様書に定める甲の施設を無償で使用することができる。この場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(異常時・緊急時の措置)

- 第12条 乙は、事故の発生等の異常・緊急事態を発見したときは、直ちに必要な応急措置及び通報連絡を行う等、適切な措置を講じなければならない。
2. 前項に定める措置を講じた場合は、乙は速やかに報告しなければならない。

(安全の確保)

- 第13条 乙は、この契約の履行の安全を確保するために災害の予防その他必要な措置をとらなければならない。
2. 乙は、関係法令および安全に関する甲の諸規則に従うほか、甲が安全確保のために必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 業務の実施に関して第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち乙の責めに帰しがたい事由により生じたものについては、この限りでない。

(業務の完了)

- 第15条 乙は、毎月速やかに前月の終了報告書を甲に提出するものとする。
2. 甲は、前項の終了報告書を受けたときは、終了報告書に基づき、業務の終了を確認するための検査を行うものとし、契約に定めるところに従って業務が実施されたと確認したときをもって、業務の完了とする。
3. 乙は、前項の検査の結果、契約に定めるところに従って業務が実施されていないと認定されたときは、甲の指示に従って再履行その他必要な措置を講じたうえ、再度甲に報告しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(支払い)

第16条 乙は、その月の1日から末日までの間に完了した業務の代金の支払

いを、書面をもって甲に請求するものとする。

2. 甲は、前項の請求が適正であると認めた場合は、甲の支払定日にその代金を乙に支払うものとする。

(契約の変更)

第17条 甲は、必要があるときは、仕様その他この契約の内容を、乙と協議のうえ変更することができる。

(作業の中止等)

第18条 甲は、必要と認めるときは、業務の一部実施を一時中止させ、または業務を中止させることができる。

2. 甲は、第1項の規定により、業務を一時中止させ、または業務を中止させた場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

(解約)

第19条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。

- (1) 乙が、解約を申し出たとき。
 - (2) 乙が、業務の実施または検査に際し、不当または不正な行為があると認められるとき。
 - (3) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (4) 乙が、制限行為無能力者となったとき、もしくは破産の宣告を受けたとき、またはその資産もしくは信用状態が著しく低下したとき。
 - (5) 甲の都合により解約を必要とするとき。
2. 乙は、前項第1号から第4号までの一に該当する理由によりこの契約を解約されたときは、契約金額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰しがたい事由により乙が解約を申し出て甲がこれを認めたときは、この限りでない。
 3. 甲は、第1項第5号に該当する理由によりこの契約を解約した場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

(契約解除に伴う措置)

第20条 前2条の規定により契約が解除された場合は、次に定める措置をと

らなければならない。

- (1) 乙は、必要と認めるときは、乙に対し業務の履行部分の全部又は一部を検査のうえ完了と認めることができる。この場合、甲に引き渡さなければならない目的物の既成部分あるときは、甲に引き渡さなければならない。
- (2) 前号の場合において、甲は、甲の認定する評価額を乙に支払うものとする。
- (3) 第1号による業務完了の確認までの保全に要する費用は、乙の負担とする。
- (4) 甲が完了と認めないものについては、甲が定めた期間内に現状に復さなければならない
- (5) 第10条に定める貸与品又は支給品（第1号の既成部分に使用されているものを除く）があるときは、乙は、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能な場合については、第10条第5項の規定を準用する。
- (6) 乙は、甲から貸与を受けた土地建物等があるときは、甲乙協議して定めた期間内にこれを原状に復して甲に返還しなければならない。
- (7) 契約履行部分が1ヶ月に満たないときは、契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し、精算するものとする。

(一般的損害)

第21条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合であって、他の条項の規定により損害が補てんされないときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

(相殺)

第22条 甲は、乙が甲に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この契約に基づき甲が乙に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。